

◎お知らせ

★運転免許更新手続き期限のお知らせについて

東日本大震災に伴う特別措置により運転免許証の有効期限が8月31日まで延長されている『震災時に福島県に居住し、有効期間の末日が本年3月11日から8月30日まで』の方は、8月31日(水)までに、県内の各警察署(福島署、福島北署、郡山署、郡山北署、双葉署を除く)または福島運転免許センター、郡山運転免許センターでお手続きください。8月31日を経過した場合は、運転免許証が失効しますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 福島運転免許センター TEL 024-591-4372
郡山運転免許センター TEL 024-961-2100

★放射線に関する説明会の開催について

町民の皆様には放射線の基礎知識を習得していただき、今後の除染活動及び危険箇所啓蒙活動等につなげていきたいと考えておりますので、ご参加の程よろしくごお願い致します。

・期 日：平成23年8月6日(土)
・場所・時間：第1回 母畑温泉「八幡屋」 午前10時00分 第2回 広野町保健センター 午後2時30分 第3回 いわき市鹿島「パレスいわや」 午後5時30分
・講 師：富士フィルムRIファーマ株式会社 執行役員千葉工場長 岡崎 富美夫氏

★復興イベント招待について

☆アルパイン夏祭り 招待者:アルパイン株式会社様

・日 時 8月5日(金) 午後5時10分～午後9時00分
・場 所 好間工業団地内 アルパイン(株)いわき事業所
・プログラム概要 17:10～社内バンド演奏・チャリティビンゴ 18:15～キャラクターショー・盆踊り 19:00～お笑いライブ・フラガール 19:55～抽選会／花火ファンタジア
・臨時駐車場 ①好間工業団地内 ヨークベニマル駐車場 ②好間工業団地内 タンガロイ 駐車場 ③クリナップ「感謝の郷」前 駐車場(シャトルバス有り)

【お問い合わせ先】

アルパインビジネスサービス(株)総務サポートセンター 電話:0246-36-8855

☆能満虚空蔵尊祭典 招待者:西郷町区長様・瑞應山能満寺住職様

・西郷じゃんがら保存会様

・日 時 8月12日(金) 午後6時00分～午後8時40分
・場 所 瑞應山 能満寺 いわき市常磐西郷町忠多385
・プログラム概要 18:30～ブタメン積み大会・西郷のゴルゴ13・NSG48 19:30～子どもじゃんがら 20:00～花火大会 20:10～奉納じゃんがら踊り

★ラジオ放送について

毎週日曜日お昼12時から15分間FMいわき76.2MHzで「広野町情報 FMいわき発」を放送しております。タイムリーな話題を提供いたしております。ぜひ、お聞かください。

★津波被災地からの拾得物の展示について

平成23年3月11日発生の津波により下浅見川地区及び下北迫北釜・宮田地区の住家等から流失いたしました写真等の収集と洗浄作業を実施し、町民の皆さんに返還する準備が整いました。

つきましては、下記により拾得物を展示いたしますので津波で被災された皆様には是非確認をいただきますようお知らせいたします。

- 1 展示期間 平成23年7月15日から8月14日
午前9時から午後4時
- 2 展示場所 広野町役場 201会議室及び202会議室

広野町役場 湯本支所 〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前5番地

災害グループ(災害対策本部・災害補償・二次避難・三次避難 他) 0246-43-1331

行政グループ(各種証明書・保険証・教育委員会 他) 0246-43-1330

広野町役場(広野) 0240-27-2111

双葉地方水道企業団 0246-23-6751



広野町役場
携帯電話版
ホームページ

役場からのお知らせや証明書関係について、義援金申請の際に記載いただいた『避難先』へ送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、災害補償担当へご連絡をお願いします。

広報ひろの

号外6

不定期発行

平成23年7月29日 発行

◎広野町の状況

広野町の方針として福島第1原発が安定しない状況にあることから、全町民に対し自主避難を要請しています。4月22日、政府により広野町全域が**緊急時避難準備区域**※に指定されました。現在のところ町内への立ち入りは可能ですが、十分な注意が必要です。

※町内へ入る方は原発の状況が悪化した場合には屋内退避や避難などの措置を迅速に取れるようあらかじめ準備しておくことが必要です。

子供や妊婦、介護を必要とする方は、立ち入らないように要請されています。

このところ、緊急時避難準備区域の見直しが論じられておりますが、町としては、福島第1原発については、再度避難するような事態が生じない、安定した管理ができることが必要と考えております。

また、全町民が安心して生活するには、町内全域の詳細なモニタリングを実施することはもちろん、年間の被曝線量を一定の数値以下となるよう幼稚園・小学校・中学校の校舎や校庭、通学路などをはじめ生活する場の除染が不可欠であると考えております。

◎行政

★介護保険サービスについて

・介護サービス等利用料金及び食費・居住費の還付について

東日本大震災発生時から平成23年6月末日までの介護サービス利用料金等の支払猶予期間中にもかかわらず、介護サービス利用料金等を事業所等へ支払ってしまった被保険者の方については、町へ申請することにより還付が受けられる場合があります。詳しくは町介護保険担当までご連絡ください。

・広野町地域包括支援センターの再開について

介護保険に関する総合相談窓口等の業務を行っていた広野町地域包括支援センターを広野町役場湯本支所内において再開いたしました。介護保険に関するご相談等があれば気軽にお問い合わせください。(TEL 0246-43-1545 担当:坂本・矢内)

★広野小学校・中学校の再開について

広野町内での学校再開の目途が立たない中、避難を余儀なくされている児童生徒の皆さんの精神的な安心を得ることや広野町での学校再開へのステップとして、いわき市立学校の教室等を利用した広野小・中学校の再開に向けて、7月4日にいわき市へ協力の依頼をしておりましたが、広野小学校が2学期(8月25日始業式)からいわき市立中央台南小学校の一部をお借りする形で再開することとなりました。

小学生のお子さんをお持ちの保護者の皆様には、既に広野小学校の再開に関するお知らせ及び広野小学校への就学に関するアンケート調査をお送りしております。

なお、広野中学校の再開については、現在もいわき市教育委員会と協議を進めておりますので、具体的な再開場所や時期が決まりましたら、保護者の皆様にお知らせするとともに、広報誌や広野町ホームページに掲載してまいります。

★区域外就学等により避難されている児童生徒への就学費支援について

広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、国からの通知により通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

(※既に認定されている場合は問い合わせの必要はありません。)

★各種証明書発行について

8月1日より、広野町役場本庁で一部証明書(住民票・印鑑証明・戸籍証明・税証明)の即日発行を開始いたします。当面の間、発行手数料は無料です。また、本人が発行申請に来れない場合、代理の方は必ず委任状と本人確認のための証明書を持参してください。

★軽自動車税について

平成23年度の軽自動車税はまだ課税できないので、軽自動車の車検に対応するため、平成22年度の軽自動車納税証明書の**有効期限を平成23年10月30日まで**としています。

3月11日の大震災で軽自動車が津波で流されたり、瓦が落ちてつぶれたりした等の理由で廃車にし、代替車両を購入した場合は、最終的に[被災代替車両]と表示された車検証のコピーを添付して、軽自動車税非課税申請書を役場に提出しなければ、軽自動車税が3年間非課税になりませんので、まだ手続きをしていない方は、下記までお電話下さい。

広野町役場湯本支所税務班 電話 0246-43-1330・1331

★震災により損壊した家屋等の解体撤去及び震災により発生したごみ類について

・損壊した家屋等の解体撤去については、半壊・全壊の建物は申請により町で行います。解体撤去を希望される方は下記までご連絡ください。なお、建物の解体撤去に係る電気、NTT、水道等の解約手続きは各自で行ってください。

・震災により発生したごみ類については、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「がれき類」に分別し、午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時までの間に下記の仮置き場へ各自搬出くださるようお願いいたします。また、仮置き場では、現地係員の指示に従ってください。なお、各自で搬出できない場合は、下記までご連絡ください。

・生ごみなどの腐敗する物や臭気を伴う物、紙ごみなどの飛散しやすいごみは、仮置き場では受け入れできませんので、お近くのゴミステーションボックスへ搬出してください。

・既に個人負担により解体が完了している場合は、町の事業の対象となる場合がありますので広野町役場湯本支所 災害対策本部班 TEL0246-43-1331までご連絡ください。

★放射性物質に汚染された恐れのある草木等の焼却について

・除草、剪定等を行った草木等については、焼却処分を行うと放射線量が高くなる場合があります、灰が飛散する恐れがありますので、焼却処分は行わず、仮置き場へ搬出下さるようお願いいたします。



★国・県義援金(第二次配分)・町義援金について

国・県義援金(第二次配分)・町義援金につきましては、一部の方を除き、第一次国・県義援金振込指定口座へ7月28日(木)に送金させていただきました。通帳には、「2ジギエンキン」「マチギエンキン」の二段書きにて記入されておりますので、ご確認下さい。

なお、電話等にて口座等の変更の申し出をされて、未だ口座の変更申請をされていない方は、お早めに申請して下さい。

★農畜産物損害賠償請求について

農畜産物損害賠償請求については、避難者の置かれた生活状況や精神的苦痛等を鑑み簡易な手続き方法として、JAふたばが委任を受け一括して請求することとなっておりますが、JAふたばに委任せず個人で東京電力へ損害賠償請求することも可能です。詳しくは、広野町役場災害補償担当までご相談下さい。

★農地の管理について

広報ひろの号外3でお願いしておりました農地の管理について、6月に実施した農地の土壌調査の結果、放射性セシウムの量が国の指標に基づく上限値の5,000ベクレル/kgに達していないため、農地の耕起等の作業を行うことは可能です。ただし、今後の汚染対策のためには、除草を目的とした耕うんにとどめ、放射性物質を土壌中に拡散させるような作業は控えた方がよいものと考えられます。

また、畦畔等の草刈りについては、いままで通り、刈ったあとの草は飛散しないように保管しておいてください。

★支援物資(菓子類)の配布について

支援物資(菓子類)の配布をします。希望される方は下記によりおいでください。配布は1世帯につき1回とさせていただきます。なお、無くなり次第終了となります。

また、町で配布物資の配達等はいりません。

配布場所—①広野町役場湯本支所 ②広野町役場(広野町)

配布日時—平成23年8月8日(月)～8月10日(水) 午前9時～午後5時まで

★国民健康保険の一部負担金等還付申請について

平成23年3月11日以降、医療機関等で一部負担金等を支払った場合、町へ申請することで還付を受けることができます。

医療費一部負担金の免除期間については、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費等については、別に定めるまでの期間)となっております。(平成24年2月29日までに避難指示又は区域指示、若しくは特定避難勧奨地点の指示が解除された場合は別に定めます。)

※被災の状況によっては、免除の開始日が異なることもあります。

【還付対象】

○医療機関等の保険適用診療に係る一部負担金等

【提出書類】

○国民健康保険一部負担金等還付申請書

○領収書原本

【提出先】

○広野町役場湯本支所 町民保健グループ Tel:0246-43-1330

※社会保険等に加入されている方は、加入保険の保険者にお問い合わせください。

★福島県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

○平成23年8月1日から使用するオレンジ色の後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、避難先等住所に簡易書留でお送りしました。

※平成23年度市町村民税が確定されていないため、暫定的に一部負担金の割合を『1割』としています。所得が確定し次第、正しい負担区分を反映させ、『3割』となった方には、改めて保険証をお送りさせていただきます。既に、確定申告又は市町村民税の申告を済ませている方にはご不便をおかけし、大変申し訳ありません。

≪送付先変更届出のお願い≫

住所地以外に避難されている方へ被保険者証や各種通知書等をお送りできるようにするため、送付先変更届出書(申請・変更・終了)の提出をお願いします。

なお、この届出以降に避難先を変更等した場合は、その都度、変更・終了届出を提出してください。

提出先:福島県内の各市町村役場の後期高齢者医療担当窓口

(県内の市町村窓口のいずれでも受付できますので、最寄りの市町村の後期高齢者医療担当窓口に提出してください。)

【既に支払った一部負担金等の還付申請について】

免除期間中に、医療機関等で一部負担金等(一部負担金、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費)を支払った場合は、県内の最寄りの市町村の後期高齢者医療担当窓口で、還付の手続きをしてください。金額の確定後、口座振込みにより還付します。

※還付請求に必要な書類

・高齢者医療一部負担金等還付申請書 ・領収書又は支払額を確認できる書類

・振込先口座が確認できるもの

★国民年金保険料について

○平成23年7月1日から、平成23年度分(平成23年7月～平成24年6月)保険料の免除申請を受付けています。

○広野町(福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村)に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

○免除期間に対する年金の給付は、満額給付に対し2分の1となります。

○提出先:最寄りの年金事務所または市町村役場国民年金担当窓口

年金に関するお問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ!

0120-707-118(通話料無料)

期 間:平成23年9月30日まで

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でも受付けています。

★福島県による民間借上げ住宅の附帯設備設置費用負担について

福島県では、この度の震災に伴い県で借上げた民間賃貸住宅において、貸主(大家)が入居者(被災者)のため次に示す附帯設備を新たに設置した場合の費用を負担します。

※ 県が設置費用を負担する附帯設備

エアコン ガスコンロ 照明器具 給湯器 カーテン

ただし、当該附帯設備が当初設置されておらず、被災者のために新たに設置したものに限り
ます。既存設備を買い換えた場合は対象となりません。

また、費用負担は入居者本人が設置した場合は対象となりません。附帯設備の設置を求める
際は、貸主(大家)または仲介業者に相談してください。

1. 対象

県が借り上げた民間賃貸住宅において、貸主(大家)が平成23年5月30日以降に入居者(被災者)のために新たに附帯設備を設置した場合に対象となります。

《対象外のケース》

◎ 附帯設備について、入居者自らが設置した場合。

◎ 附帯設備が既に設置されており、賃料や一時金等に附帯設備負担金として含まれている
場合

2. 限度額

下記のすべての条件を満たすものとします。

① 民間賃貸住宅 1契約あたり合計20万円以内

② 各附帯設備の設置費用は、原則として以下の限度額の範囲内とします。(それぞれ、取付け
費等の諸費用を含みます)

エアコン 8万円(1台まで)

ガスコンロ 2万円(1台まで)

給湯器 4万円(1台まで)

照明器具 1個あたり1万円(3か所まで)

カーテン 1窓あたり1万円(3か所まで)

3 申請方法

以下の必要書類を福島県庁へ郵送してください。

① 申請書(様式など詳細については県に問い合わせてください)

住宅の貸主(大家)が必要事項を記載の上押印し、入居者(被災者)から確認印をもらうことが
必要条件となります。

② 附帯設備を設置した民間賃貸住宅を県が借り上げた契約書の写し

③ 附帯設備設置にかかった費用の領収書の写し

④ 附帯設備費用を振り込む口座を確認できる預金通帳の写し

口座番号、口座名義が確認できるように写しをとってください。

4 申請期間

◆ すでに県と締結している民間借上げ住宅での附帯設備の設置費用については、原則として、
9月30日(金)までに請求をお願いします。

◆ これから新たに県と民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する住宅については、県の借上げ
住宅となった日を起算日として、原則として2ヵ月以内に申請をお願いします。

※ 県が定めた賃料の限度額(6万円。ただし世帯人員5人以上の場合は9万円)の範囲内で
附帯設備設置費を賃料に上乗せできる場合には、賃料への上乗せで対応願います。

5 申請窓口及び問い合わせ先

福島県災害対策本部 総括班 民間賃貸住宅附帯設備担当

〒960-8670 福島県庁(郵便番号と宛名のみで届きます)

専用ダイヤル 024-521-8034(平日 午前9時～午後5時まで)

※ 役場、支所での受付はしていません。直接県へ申請してください。

★二次避難

第二次避難で旅館及びホテル等へ入館しているみなさんへお願いします。
第三次避難として、民間の借り上げ住宅及び仮設住宅への移動を予定している方は、**早めに各宿泊施設のフロントへ必ず申し出てください。**また、郵便物等の送付先を旅館やホテルに転送依頼をしている方は、各自変更の手続きをお願いします。

★新盆調について

毎年、町民保健グループで発行していましたが「**新盆調**」について、**今年は中止**とさせていただきます。

★広野町の野菜、果樹の放射性物質検査結果

検査実施機関:福島県

採取期日	試料の種類	測定結果			備考
		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	
		(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	
H23.7.12	きゅうり(施設)	-	-	-	
H23.7.12	かぼちゃ(施設)(1回目)	-	-	-	
H23.7.12	ブルーベリー	-	52	62	東下
H23.7.12	うめ(2回目)	-	50	47	
H23.7.12	ばれいしょ	-	16	13	上北迫
H23.7.12	ばれいしょ	-	-	-	下浅見川
H23.7.19	かぼちゃ(施設)(2回目)	-	-	-	
H23.7.19	なす(1回目)	-	-	-	

※単位：1キロあたりのベクレル、「-」は検出されず 食品衛生法の暫定基準値は放射性ヨウ素2000ベクレル、放射性セシウム500ベクレル（セシウム134とセシウム137の合算値）

※ヨウ素131については、「根菜・芋類」の規制値が設定されていないため参考

★トピックス



○7月23日(土)広野小学校の平成22年度卒業式が広野町役場湯本支所で行われました。当日は、北海道から岐阜県までの県内県外の30校から59名のうち57名が参加して実施されました。式では、佐々木茂美校長から1人1人に卒業証書が手渡され、4ヶ月遅れとは、なっけてしまいましたが卒業の喜びを感じておりました。

○7月17日(日)には、広野町の花を利用して花とふれあう教室が仮設住宅(いわき市高久第4応急仮設住宅)集会所で開催されました。小原流 1級家元教授 菊池千恵さん(広野町広洋台)等がペットボトルを活用した花瓶に広野町二ツ沼総合公園直売所の農家の方々から提供いただいた花々を仮設住宅に入居されている参加者と一緒に活かしました。

参加者は、花とふれあいながら「故郷の花々を見ると心が和み、ほっとします。作品を飾って、仮設住宅内を明るくしたい。」と目を細めていました。